

第二復員省公報 第一號

昭和二十年十二月一日
第二復員大臣官房

○令 達

達第一號
第二復員省處務規程左ノ通定ム

昭和二十年十二月一日

第二復員大臣

第二復員省處務規程

第一條 大臣官房ニ需品部、史實調査部、臨時調査部、連絡部、醫務部、艦本整理部、航空本部、施本整理部、庶務課及電信課ヲ置ク

第二條 大臣官房ノ各部課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

需品部	需品、燃料及衣糧ニ關スルコト
史實調査部	作戰、軍備、技術等史實ノ調査ニ關スルコト
臨時調査部	國際法規及俘虜ニ關スルコト
連絡部	終戰連絡ニ關スルコト
醫務部	醫務ニ關スルコト
艦本整理部	艦政本部ノ殘務整理ニ關スルコト
航空本部	航空本部ノ殘務整理ニ關スルコト
施本整理部	施設本部ノ殘務整理ニ關スルコト
庶務課	秘書及文書ニ關スルコト
電信課	通信ノ實施ニ關スルコト

第三條 總務局ニ總務課、艦船運航課及掃海課ヲ置ク

第四條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 所管行政ノ綜合調整ニ關スルコト

二 部外交渉一般ニ關スルコト

三 他ノ所掌ニ屬セザルコト

第五條 艦船運航課ニ於テハ特設輸送艦船ノ運航、補給及修理ノ企畫ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 掃海課ニ於テハ掃海ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 人事局ニ補任課、扶助課及業績課ヲ置ク

第八條 補任課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 補任及解任ニ關スルコト

二 其ノ他人事一般ニ關スルコト

第九條 扶助課ニ於テハ扶助業務ニ關スルコトヲ掌ル

第十條 業績課ニ於テハ戰歿者ノ業績調査ニ關スルコトヲ掌ル

第十一條 經理局ニ主計課、會計課及契約課ヲ置ク

第十二條 主計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

第二復員省公報 第一號 昭和二十年十二月一日

1879

- 一 豫算、決算、特別會計、收入及支出ニ關スルコト
- 二 給與、物品經理及監査證明ニ關スルコト
- 三 損害補償及慰藉ノ審査ニ關スルコト
- 四 國有財産ニ關スルコト

第十三條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 本省ニ屬スル歳入、歳出ノ豫算決算及收支ニ關スルコト
- 二 本省ノ應用物品ノ供給並ニ郵便、電信及電話ノ取扱ニ關スルコト
- 三 局中他課ノ所掌ニ屬セザル事項ニ關スルコト

第十四條 契約課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 賣買、貸借、請負其ノ他ノ契約ニ關スルコト
- 二 契約ノ殘務處理及契約物品ノ整理ニ關スルコト

第十五條 法務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 司法及刑務ニ關スルコト
- 二 規律ノ維持ニ關スルコト

第十六條 前諸條ニ定ムルモノノ外從前ノ海軍省處務規程ノ例ニ依ル但シ首席副官トアルハ庶務課長トス

達第二號

地方復員局處務規程左ノ通定ム

昭和二十年十二月一日

第二復員大臣

地方復員局處務規程

第一條 地方復員局ニ總務部、人事部、需品部、經理部、艦船運航部、掃海部、管業部及法務部ヲ置ク但シ大阪地方復員局ニハ管業部ヲ置カズ

第二條 總務部ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 事務ノ綜合統制ニ關スルコト
- 二 渉外事項ニ關スルコト
- 三 通信ノ實施ニ關スルコト

第三條 人事部ニ於テハ人事ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 需品部ハ需品、燃料及衣糧ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 經理部ハ豫算、決算、監査、給與及契約並ニ其ノ他ノ會計經理ノ實行ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 艦船運航部ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 特別輸送艦船ノ運航、補給及修理ノ企畫ニ關スルコト
- 二 艦船運航關係補缺員ノ收容及教育ニ關スルコト

第七條 掃海部ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 掃海ニ關スルコト
- 二 掃海關係補缺員ノ收容及教育ニ關スルコト

第八條 管業部ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 特別輸送艦船及掃海艦船ノ修理ニ關スルコト
- 二 工作廳作業廳關係殘務整理ニ關スルコト

第九條 法務部ハ司法及刑務ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 左ノ地ニ人事部ノ支部ヲ置キ所在地都府縣ニ於ケル人事ノ事務ノ一部ヲ分掌セシム

横須賀地方復員局人事	東京、甲府、千葉、浦和、横濱
呉地方復員局人事支	廣島
佐世保地方復員局人事	佐賀、長崎
舞鶴地方復員局人事	京都、大津、福井
大阪地方復員局人事	奈良
大湊地方復員局人事	青森

第十一條 左ノ地ニ掃海部ノ支部ヲ置キ所在地方面ニ於ケル掃海ノ實施ヲ分掌セシム

横須賀地方復員局掃海	横須賀
呉地方復員局掃海支	呉、下關、徳山、佐伯、仙崎
佐世保地方復員局掃海	佐世保、博多
舞鶴地方復員局掃海	舞鶴、境、敦賀、伏木、七尾、新潟
大阪地方復員局掃海	大阪
大湊地方復員局掃海	大湊

第十二條 復員(調査ヲ含ム)及艦船運航ニ關スル事務ヲ分掌セシムル爲左ノ地ニ地方復員局ノ上陸地連絡所ヲ設クルコトヲ得

横須賀地方復員局上陸地連絡所	浦賀、横濱
呉地方復員局上陸地連絡所	仙崎、大竹、下關、門司
佐世保地方復員局上陸地連絡所	佐世保、博多、鹿兒島
舞鶴地方復員局上陸地連絡所	舞鶴
大阪地方復員局上陸地連絡所	大阪
大湊地方復員局上陸地連絡所	大湊、函館

第十三條 長官ハ必要ニ應ジ部中事務ヲ分掌スル爲左ノ標準ニ依リ課ヲ置クコトヲ得

- 總務部 總務課、電信課
 - 人事部 補任課、扶助課
 - 經理部 主計課、會計課、契約課
 - 需品部 需品課、衣糧課
 - 管業部 管業課、造船課、造機課、計電課
- 第十四條 人事部及掃海部ノ支部ニ支部長ヲ置キ復員官ヲ以テ之ニ充ツ夫々人事部長又ハ掃海部長ノ命ヲ承ケ支部ノ事務ヲ掌ル
- 長官ハ前條ノ規定ニ依リ課ヲ置キタルトキハ復員官ニ課長ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 長官ハ必要ニ應ジ地方復員局各部長、人事部及掃海課長ハ部長ノ命ヲ承ケ課務ヲ掌ル

大阪復員局	神戸地方復員局	兵庫縣			
地方復員局	和歌山地方復員局	和歌山縣			
大復員局	秋田地方復員局	秋田縣			
湊地方復員局	札幌地方復員局	北海道	釧路	函館	旭川
地方復員局	人事部長ノ依ル				

第二條 前條ノ外海軍人事務規程中地方海軍人事務ノ例ニ依ル

官房人第一號
 本年十二月一日海軍省官制等廢止、第二復員省官制等設置ノ際左記上欄各部ノ職員タリシ者ハ特ニ發令セラレモノノ外別ニ辭令ヲ用フルコトナク各下欄ノ相當職員ニ補命セラレタル義ト心得ベシ
 雇員備人ニ就キテモ本達ニ準ズルモノトス
 昭和二十年十二月一日

記

海軍大臣官房	第二復員大臣官房庶務課
海軍省軍務局	第二復員省總務局

同 人事局	同 人事局
海軍功績調査部	同 人事局
海軍省經理局	同 經理局
同 法務局	同 法務局
同 電信課	第二復員大臣官房電信課
東京海軍通信隊	第二復員大臣官房需品部
海軍省軍需局	同 醫務部
同 醫務局	同 醫務部
海軍艦政本部	同 艦本整理部
海軍航空本部	同 航本整理部
海軍施設本部	同 施本整理部
高等軍法會議	第二復員高等裁判所
東京軍法會議	東京復員裁判所
海軍省(出仕)	第二復員省(出仕)
各鎮守府司令部	
同 通信隊	
各警備府司令部	各地方復員局總務部

第二復員省公報 第一號 昭和二十年十二月一日

同	通信隊	
同	各領守府出仕(附)	出仕(附)
同	各警備府附	附
同	各海軍人事部	人事部
同	各海軍軍需部	軍需部
同	各海軍經理部	經理部
同	各領守府(警備府軍法會議)	兼第二復員地方裁判所 法務部
同	各海軍工廠	管業部
同	各地方海軍人事部	各地方復員人事部
同	各防備隊	各地方掃海支部
現職ノ儘	各艦船警備隊	
現職ノ儘	各艦船乗員	

官房人第二號
召集中ノ兵ニシテ第二復員省、地方復員局、地方復員人事部ニ勤務セシメラルル者竝ニ撤海及特別輸送艦船乗員クル者ハ特ニ發令セラルルモノノ外召集軍人タルノ身分ヲ有スル儘員トナルモノトス
昭和二十年十二月一日

第二復員大臣

○通牒

官房庶第二號

昭和二十年十二月一日

第二復員大臣官房庶務課長

第二復員省大構内各廳長殿

文書ノ件名番號ニ關スル件通牒

第二復員省處務規程ニ依ル文書ノ件名番號ハ左例ニ依ルコトニ定メラレ候

一 大臣、次官及官房庶務課長ノ名ヲ以テ發スル公文書

官房需第 號(官房需品部起案ノモノ)

官房史第 號(官房史實調査部起案ノモノ)

官房調第 號(官房臨時調査部起案ノモノ)

官房連第 號(官房連絡部起案ノモノ)

官房醫第 號(官房醫務部起案ノモノ)

官房艦第 號(官房艦本整理部起案ノモノ)

官房空第 號(官房航空整理部起案ノモノ)

官房設第 號(官房施本整理部起案ノモノ)

官房庶第 號(官房庶務課起案ノモノ)

官房電第 號(官房電信課起案ノモノ)

官房總第 號(總務局起案ノモノ)

官房人第 號(人事局起案ノモノ)

○轉官	○雜款	官房經第	號 (經理局起案ノモノ)	新官名	舊官名	氏名	轉官月日				
		官房法第	號 (法務局起案ノモノ)								
		局長ノ發スル公文書									
		二復總務局第	號					氣象技手	海軍技手	渡邊禮五	十月二十三日
		二復人事局第	號					同	同	阿部忠	同
		二復經理局第	號					同	同	長友久雄	同
		二復法務局第	號					同	同	高橋亮一	同
		(註) 起案ノ課ヲ表示スル爲適當ノ文字ヲ挿入スルコトヲ得						同	同	大關清	同
		三 官房各部長及電信課長ノ發スル文書						同	同	八木龍二郎	同
		二復需品部第	號								
		二復史實調査部第	號								
		二復臨時調査部第	號								
		二復連絡部第	號								
		二復醫務部第	號								
		二復艦本整理部第	號								
二復航本整理部第	號										
二復施本整理部第	號										
二復電信課第	號										

第二復員省公報 第一號 昭和二十年十二月一日

七

第二復員省公報 第二號

昭和二十年十二月三日(月)
第二復員大臣官房

○令 達

達第四號

現ニ内地(樺太ヲ除ク)ニ在ル海軍各部ノ職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ左ノ上欄ニ掲グル官(豫備員タル者クハ會ム以下同ジ)ニ在ルモノハ各其ノ相當ノ下欄ニ掲グル官及俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス本達施行後海軍准士官及准士官ヨリ第二復員官補ニ任ゼラルル者ニ付亦同ジ

海軍 准士官	第二復員官補、二級俸
海軍上等下士官、一級俸	第二復員官補、三級俸
海軍上等下士官、二級俸	第二復員官補、四級俸
海軍上等下士官、三級俸	第二復員官補、五級俸
海軍一等下士官	第二復員官補、六級俸
海軍二等下士官	第二復員官補、月俸七十圓

昭和二十年十二月一日
第二復員大臣

内令第一號
第二復員省等ニ海軍軍人ヲ置ク等ノ件左ノ通定メラル

昭和二十年十二月一日

第二復員大臣官房

第二復員省、地方復員局及地方復員人事部ニ出仕トシテ海軍准士官、特務士官及豫備士官ヲ、附トシテ海軍准士官、豫備准士官、下士官、豫備下士官及兵ヲ置クコトヲ得
第二復員大臣ノ指定スル掃海艦船及特別輸送艦船ニハ艦船令又ハ驅逐隊潜水隊砲艦隊海防隊輸送隊水雷隊掃海隊驅逐隊令中掃海隊ニ關スル規定ヲ適用シ其ノ乘員ヲ置クコトヲ得
前二項ニ掲グルモノノ定員ハ第二復員大臣之ヲ定ム

内令第二號
第二復員省、地方復員局及地方復員人事部ノ定員ヲ各別表ノ通定ム
掃海艦船及特別輸送艦船ノ定員ハ海軍令ニ依ル從前ノ各其ノ定員ト同一トシ又其ノ高等武官ノ定員ハ第二復員官ノ、判任武官ノ定員ハ第二復員官補ノ、兵ノ定員ハ雇員ノ定員トス
第二復員省及地方復員局ニ置クベキ兵ノ定員ハ別ニ之ヲ指定ス海軍兵前二項ノ兵ノ職ニ充用セラレ又ハ免ゼラレタルトキハ別ニ命免等ヲ爲スコトナク當該艦船ノ雇員ヲ命ゼラレ又ハ免ゼラレタルモノトシ給與ニ關スルモノヲ除クノ外海軍ニ在職スル兵

第二復員省公報 第二號 昭和二十年十二月三日

九

1886

ニ關スル規定ヲ適用ス

昭和二十年十二月一日

第二復員大臣

(別表添)

官房經第一號

第二復員職員特別賞與支給規則左ノ通定ム

昭和二十年十二月一日

第二復員大臣

第二復員部内特別賞與支給規則

第一條 海軍軍人(特別輸送艦ノ乗員以外ノ外地ニ在ル者ヲ謂フ)竝ニ文官同待遇者、囑託者、雇員及傭人ニハ本則ニ依リ特別賞與ヲ支給ス但シ年俸又ハ報酬年額二千四百二十圓ヲ超ユル者及第二復員部内ノ勤務ヲ本務トセザル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ賞與ハ月額トシ左ニ依リ之ヲ支給ス

- 一 士官、特務士官、奏任文官同待遇者及部内限委任待遇者 二十圓
- 二 准士官、下士官、判任文官同待遇者及部内限委任待遇者 十五圓
- 三 兵、雇員及傭人 十圓

第三條 特別賞與ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ事故發生ノ日ノ屬スル月ヨリ其ノ終了ノ日ノ前日ノ屬スル月迄其ノ支給ヲ停止ス但シ被告事件不起訴、免訴又ハ無罪ニ歸シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 處刑、留置、勾留、處罰又ハ被告事件ノ爲護送セラレタルトキ但シ處罰中勤務ニ服シタル期間ハ此ノ限ニ在ラズ
- 二 待命、休職又ハ停職ヲ命ゼラレタルトキ
- 三 擅ニ職役ヲ離レ又ハ他方ニ赴キ故ナク歸着ノ期ニ後レタルトキ
- 四 在籍ノ健隨軍ニ徵集又ハ召集中

第四條 特別賞與ハ月ノ十五日以前ニ任用又ハ採用セラレタルトキハ其ノ月ハ全額、月ノ十五日以後ニ任用又ハ採用セラレタルトキハ其ノ月ハ月額ノ二分ノ一トス但シ月ノ途中ニ於テ身分ヲ變更シタルトキハ多額ニ依ル

第五條 特別賞與ノ支給ヲ受クル者進級、召集解除、退官、轉官、退職、解囑、解雇、解傭等ニ依リ資格ヲ失ヒタルトキ又ハ死亡ノトキハ其ノ日ノ屬スル月分全額ヲ支給ス

第六條 本則ニ定ムルモノヲ除クノ外特別賞與ノ支給ニ關シテハ依給、報酬又ハ給料支給ノ例ニ依ル

附則

本則ハ昭和二十年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年官房經第九七號ハ之ヲ廢止ス

本則施行ノ際在籍ノ健隨軍ニ徵集又ハ召集中ノ者ニ對スル特別賞與ハ本人ノ現ニ所屬スル廳ニ於テ之ヲ支給ス

官房經第二號

第二復員部内戰時勤勉手当支給規則左ノ通定ム

昭和二十年十二月一日

第二復員大臣

第二復員部内戦時勤勉手当支給規則

第一條 海軍軍人(特別輸送艦ノ乗員以外ノ外地ニ在ル者ヲ謂フ)並ニ文官同待遇者、囑託者、雇員及傭人ニハ本則ニ依リ戦時勤勉手当ヲ支給ス

第二條 前條ノ手当ハ俸給、報酬又ハ給料(日給者ニ在リテハ三十日分ヲ月額トス)ノ十分ノ一ニ相當スル額ヲ月額トシ毎月之ヲ支給ス

第三條 戦時勤勉手当ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ事故發生ノ日ノ属スル月ヨリ其ノ終了ノ日ノ前日ノ属スル月迄其ノ支給ヲ停止ス但シ被告事件不起訴、免訴若ハ無罪ニ歸シタルトキ又ハ被告事件繫屬中死亡シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 處刑、留置、勾留、處罰又ハ被告事件ノ爲護送セラルルトキ但シ處罰中勤務ニ服シタル期間ハ此ノ限ニ在ラズ
二 待命、休職又ハ停職ヲ命ゼラレタルトキ
三 擅ニ職役ヲ離レ又ハ他方ニ赴キ故ヲ歸着ノ期ニ後レタルトキ

四 在籍ノ儘陸軍ニ徴集又ハ召集中

第四條 本則ニ定ムルモノヲ除クノ外戦時勤勉手当ノ支給ニ關シテハ俸給、報酬又ハ給料支給ノ例ニ依ル

附 則
本則ハ昭和二十年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二復員省公報 第二號 昭和二十年十二月三日

本則施行ノ際在籍ノ儘海軍ニ徴集又ハ召集中ノ者ニ對スル戦時勤勉手当ハ本人ノ現ニ所屬スル應ニ於テ之ヲ支給ス

○ 通 牒

官房人第三號

昭和二十年十二月一日

第二復員次官

各地方復員局長官殿

終戦業務ニ従事スベキ者ノ召集ニ關スル件申進

第二復員部内ノ終戦業務ニ従事スベキ豫備役武官及豫備兵ノ召集ニ關シテハ昭和二十年勅令第六百三十四號附則第二項ノ規定ニ依リ左記ニ依リ之ヲ實施スルコトニ定メラレ候

記

一 士官(豫備員ヲ含ム以下同ジ)ノ召集ハ第二復員大臣、特務士官、准士官、下士官及兵(豫備員ヲ含ム以下同ジ)ノ召集ハ在籍地方復員局長官充員召集ノ例ニ依リ之ヲ掌ルモノトシ、士官ノ召集ハ第二復員大臣ノ達ニ基キ第二復員省人事局長、特務士官、准士官、下士官及兵ノ召集ハ地方復員局長官ノ達ニ基キ地方復員局人事部長適宜ノ方法ニ依リ直接本人ニ召集ノ旨傳達ス
二 召集セラレタル者ノ人事取扱ニ關シテハ仍従前ノ例ニ依ル

○ 雜 談

○轉官

海軍書記兼海軍屬樺野 榮八十月一日終戦連絡中央事務局連絡
官補ニ、海軍司政官宮地啓三ハ十月十九日地方技師ニ孰モ轉官
セリ

○失官

海軍書記 [redacted] 窃盗罪ニ依リ懲役二年六ヶ月ノ裁判確定シ
昭和二十年十一月六日失官トナレリ

(別表第三)

地方復員人事部定員表

(昭和二十年十二月三日第二復員省公報)

考 備	部長 復員官(大佐)	一	復員官(大中佐)	二
			復員官(中少尉水)	一
		復員官補(判任武官)		五

一 各地方復員人事部ヲ通ジテ部長三人ハ復員官(少將)ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
 二 本表ノ外支部一箇所ニ付支部長復員官(大中佐)一人、復員官(中少佐)一人、復員官(中少尉水)一人及復員官補(判任武官)二人ヲ増加ス
 三 士官及特務士官トシテノ職ハ出仕、判任武官トシテノ職ハ附トス

第二復員省公報號外

昭和二十年十二月一日(土)
第二復員大臣官房

○訓示

官房總第五號

訓示

本日揣ラズモ第二復員大臣ノ大命ヲ拜シ恐懼ニ堪ヘズ
惟フニ今後終戦復員業務ノ圓滿迅速ナル處理ハ新日本建設ノ爲
極メテ喫緊ノコトニ屬ス而シテ諸般ノ情勢ハ愈困難ヲ加フルニ
到ルベク克ク萬難ヲ克服シテ本省設置ノ目的ヲ達成センニハ一
ニ諸士ノ道義的ナル獻身の努力ニ俟ツノ外ナシ
本大臣ハ各員ト共ニ滅私奉公此ノ重大任務ヲ完遂セムコトヲ期
ス

昭和二十年十二月一日

第二復員大臣

第二復員省公報號外

昭和二十年十二月一日

1893

第二復員省公報 第三號

○通 牒

二復總務局第六號

昭和二十年十二月一日

第二復員省總務局長

關係 諸 官 殿

聯合國側ノ召喚又ハ訪問ヲ受ケタル際ノ行動
及應接要領ノ件申進

聯合國側ヨリ史實資料、事件簡明資料等聴取ノ目的ヲ以テ聯合
軍最高司令部又ハ聯合國調査機關ニ出頭ヲ要請セラレタル際ノ
行動及應接要領竝ニ同様ノ目的ヲ以テ勤務所又ハ自宅等ニ聯合
國記者其ノ他ノ訪問ヲ受ケタル際ノ應接要領左記ノ通定メラレ
候條了知相成度

記

- 一 召喚ハ第二復員大臣官房庶務課ヲ通ジテ行ハルル召喚ノミ
ニ應ズルモノトシ其ノ他ノ要請ニ對シテハ之ヲ經ル如ク措置
スルモノトス
- 二 召喚ノ通知ヲ受ケタル際ハ己ムヲ得ザル事由アル場合ノ外
成ルベク速ニ之ニ應ズル如ク行動スルモノトシ之ニ應ジ得ザ
ル事由アル場合(遅延スル場合ヲ含ム)ハ其ノ旨ヲ速ニ第二

第二復員省公報 第三號 昭和二十年十二月七日

昭和二十年十二月七日(金)
第二復員大臣官房

- 復員大臣官房庶務課長宛通知スルモノトス
- 三 召喚セラレタル際ハ召喚ノ通知ヲ提示シ諸交通機關ノ優先
的利用ヲ得ルニ努ムルモノトス
- 四 召喚セラレタル際ハ先ヅ第二復員大臣官房庶務課ニ出頭シ
諸連絡ヲ探リタル後要スレバ史實調査部ニ於テ應酬資料ニ關
シ研究ヲ行フモノトス
- 五 聯合國側トノ會談終了シタル場合ハ其ノ狀況ヲ史實調査部
及臨時調査部(政治及國際法關係事項)ニ連絡スルト共ニ會
談要點摘録一通ヲ第二復員省總務局ヲ經テ提出スルモノトス
- 六 召喚セラレタル際ハ聯合國側トノ會談直前及直後ニ於テ第
二復員省對聯合軍連絡機關ニ立寄ルヲ例トス
- 七 聯合國官憲又ハ記者等ノ質問事項ニ對スル應酬又ハ之等ト
ノ對談中ニ在リテハ不明確ナル記憶ニ基ク陳述若ハ擔當以外
ノ事項ニ互ル説明等ハ努メテ之ヲ避ケ以テ不統一ナル資料提
供ニ依ル史實蒐集又ハ輿論等ノ混亂ヲ招來セザル如ク留意ス
ルモノトス
- 八 聯合國側ノ訪問ヲ受ケ會談セル際ハ其ノ内容中第二復員省
之方爲聯合國側ノ召喚又ハ訪問ヲ受ケタルコトアルベキヲ豫期
スル場合ハ豫メ史實調査部及臨時調査部等ニ於テ研究、打合
セテ行ヒ置ク等準備ニ遺憾ナキヲ期スルモノトス

1894

關係事項ヲ摘録ノ上速ニ第二復員省總務局長、史實調査部長及臨時調査部長（政治及國際法關係事項）宛送付スルモノトス、會談内容機微ニ且ルモノアルトキハ前項各部へ出頭ノ上連絡スルヲ例トス

九 部外者又ハ在郷者召喚セラレタル際ハ退京ニ當リ第二復員大臣官房庶務課ニ於テ旅費支給ヲ受クルモノトス

二復人事局補第四號ノ一

昭和二十年十二月一日

第二復員省人事局長

各廳長殿

人事ニ關スル文書竝ニ電報ニハ當分ノ開舊電報符號記載ノ件照會

人事ニ關スル文書竝ニ電報ニハ第二復員省等開設後ニ於テモ當分ノ間便宜上成シ得ル限り舊電報符號（下土官、兵ニ在リテハ入籍番號）記載ノコトニ定メラレ候條可然取計相成度

○雜 款

○改稱

海軍省廢止ニ伴ヒ省内郵便局ハ十二月一日ヨリ假ケ關郵便局ト改稱セリ

○移轉

當隊ハ十一月十四日以後事務所ヲ神戸市生田區下山手通八丁目

善福寺内ニ移轉セリ

（大阪港灣警備隊）

當部ハ十一月二十一日大阪市東區北濱二丁目一九ニ移轉セリ

（大阪海軍經理部）

當部ハ十一月二十四日東京都品川區上大崎長者丸（舊海軍大學校構内）ニ移轉セリ

（財團法人海仁會本部）

○轉官

海軍書記兒玉 靜ハ五月三十一日運輸局ニ、同佐々木作太郎ハ十月二十一日岩手縣屬兼岩手縣警部ニ孰モ轉官セリ

○正誤

第五二一七號三九〇頁轉官ノ項中「氏名」ノ欄中終ノ行「濱田文路」ハ「濱田文路二」ノ誤

第二復員省公報 第四號

○令 達

達第五號

第二復員省通信規程別冊ノ通定メ昭和二十年十二月十日ヨリ之ヲ實施ス

別冊ハ所要ノ向ニ之ヲ配付ス

昭和二十年十二月一日

第二復員大臣

○通 牒

官房總第九號

昭和二十年十二月五日

第二復員省副官

關係各廳長 殿

郵便物ニ關スル件通牒

自今當分ノ開舊日本領土、舊日本占領地及外國宛郵便物ハ左記條件ニ依ルモノニ限り取扱フコトニ定メラレ候

記

一 郵便物ノ名宛地域

(イ) 南朝鮮(北緯三十八度以南)、臺灣、舊南洋委任統治領、舊日本附屬島嶼(小笠原諸島及南西諸島)、中華民國、香

昭和二十年十二月八日(土)

第二復員大臣官房

港、「マライ」、「スマトラ」、「ボルネオ」、「ジャバ」、「スマタラ」、「ビルマ」、「フィリピン」諸島、印度支那、「シヤム」

(ロ) 軍事郵便ニ付テハ滿洲ヲ除クノ外從來ノ通(海軍部隊ノ所在地區別符別冊ノ通)

郵便物ノ種類及通信文

(イ) 官公署差出ノ郵便物ニ付テハ特種取扱下爲サザル書狀及郵便葉書ニテ日本軍及日本人ノ歸還ニ關スル通信ニ限ル

(ロ) 前號以外ノ郵便物ニ付テハ特殊取扱下爲サザル郵便葉書ニシテ安否ノ消息共ノ他個人的性質ノ通信内容ニ限ル

三 料 金

(イ) 舊日本領土及中華民國宛郵便物並ニ軍事郵便物ニ付テハ從前ノ例ニ依ル

(ロ) 前號以外ノ郵便物ニ付テハ外國郵便料金ニ依ル

(別冊添)

(參照) 軍事郵便ニ付テハ從來通即チ「○○郵便○氣付ツ○○ツ○○何某」等トス

二復總務局第一五號

昭和二十年十二月一日

第二復員省總務局長

一五

第二復員省公報 第四號 昭和二十年十二月八日

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

1896

各廳長 殿

第二復員省關係勤務員ノ服裝ニ關スル件通知
首題ノ件ニ關シ左ノ通發電セラレタルニ付了知相成度

發 第二復員省總務局長

宛 部内一般

第一〇九四〇番電

第二復員省關係勤務員ノ服裝ニ關スル件

第二復員省關係勤務員ノ服裝ニ關シテハ軍務一第二三八號及官
房軍第二〇二二〇番電ノ通定メラル

○雜 款

○移轉

横須賀海軍病院(本院)ハ十一月二十四日東京都目黒區下目黒
雅叙園ヨリ横須賀市野比二六七八舊野比海軍病院ニ移轉シ舊野
比海軍病院東山及湯瀬分院ハ本院分院トシテ接收セリ
(横須賀海軍病院)

○事務開始

當部ヲ十二月一日靜岡市追手町靜岡縣廳内ニ設置シ事務ヲ開始
セリ
(靜岡地方復員人事部)

當部ヲ十二月一日東京都芝區新橋七丁目十二番地(舊美術俱樂部)

部(電話芝四八六〇番)ニ設置シ事務ヲ開始セリ
(横須賀地方復員局人事部東京支部)

○殘務整理

本院ハ十一月二十日廢廳横須賀海軍病院(舊野比海軍病院)内
ニ於テ殘務整理ヲ行フ
(野比海軍病院)

○轉官

舊 官 氏 名	新 官	轉官月日
海軍司政官 伍 賀 隆	終戰連絡中央 事務局連絡官	十一月五日
同 平 田 繁	地方行政事務 局事務官	十一月六日
海軍書記 木 島 于 城	新潟縣屬	十月九日
海軍警部 廣 瀬 幸 一	神奈川縣屬	十月十五日
海軍教員 米 滿 行 哉	臺灣總督府臺 北洲公立國民 學校訓導	九月三十日
海軍編修書記 關 浩 一	大 藏 屬	十月十五日

○正誤
十二月三日附第二復員省公報第二號令達欄一〇頁官房經第一號
中「第二復員職員」ハ「第二復員部内」ノ同附則中「於テ」ハ
「於テ」ノ誤

(官房總第九號別冊)

所 在 地 區 別 符 表		所 在 地 區 別 符 表	
三宅島	ウ貳參	ベリリユ	ウ四〇
ウルシ	ウ貳貳	アルコル	ウ參六
テニ	ウ貳登	コロ	ウ參五
ヒナス	ウ貳〇	アラカベ	ウ參四
ガラ	ウ登九	コイ	ウ參參
無線電信山	ウ登八	ウルク	ウ參貳
ラウ	ウ登七	アラモノ	ウ參登
ナフ	ウ登六	パオ	ウ參〇
アキ	ウ登五	御藏	ウ貳九
ボク	ウ登四	南島	ウ貳八
軍艦島	ウ登參	硫黄	ウ貳七
サイ	ウ登貳	八丈	ウ貳六
サイ	ウ登登	母島	ウ貳五
パガ	ウ登〇	父島	ウ貳四

(昭和二十年十二月八日第二復負省公報)

1898

冬	春	日	秋	夏	竹	水	トラツク小	ト	ビ	エ	オ	ナ	ソ	ヤ	ト
島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島
ウ五八	ウ五七	ウ五六	ウ五五	ウ五四	ウ五参	ウ五貳	ウ五壹	ウ五〇	ウ四七	ウ四六	ウ四五	ウ四四	ウ四参	ウ四貳	ウ四壹
ナ	ジヤツプ	チヌ	ボナ	ボナ	ヲ	ナ	ア	タ	マ	グ	モ	〃	〃	〃	〃
パ	ア	ヌ	ベ	ナ	ウ	ウ	パ	ラ	キ	リ	ト	皿	子	牛	金
リ	テ	エ	ラン	ナ	シ	ウ	マ	ウ	ウ	ニ	ロ	ツ	島	島	島
島	イツク	島	ガ	ペ	ヤ	ル	マ	ウ	ン	ツ	ツ	ク	島	島	島
ウ七四	ウ七参	ウ七貳	ウ七壹	ウ七〇	ウ六九	ウ六八	ウ六七	ウ六六	ウ六五	ウ六四	ウ六参	ウ六貳	ウ六壹	ウ六〇	ウ五九

1899

屋	種	バ	ナ	ツ	ア	コ	カ	コ	パ	タ	ナ	ニ	タ	ミ	ボ
久	子	レ	ト	ド	イ	ク	ー	ク	タ	ウ	ン	コ	ン	ン	ー
島	島	ン	ラ	ウ	ル	タ	ニ	ラ	ダ	ン	コ	コ	ガ	ガ	ト
		バ			バ	バ	コ	ジ	ン	ガ	リ	バ	ラ	ラ	レ
		ン	ン	モ	ル	ル	バ	ヤ	ン	ツ	ー	ル	ト	ン	ヤ
イ四堂	イ四〇	イ參九	イ參八	イ參七	イ參六	イ參五	イ參四	イ參參	イ參貳	イ參壹	イ參〇	イ貳九	イ貳八	イ貳七	イ貳六
澎	臺	花	高	臺	臺	新	臺	西	石	宮	沖	沖	德	大	喜
湖	東	進	雄	南	中	竹	北	表	垣	古	繩	永	之		
		港									本	良			
											部				
島	廳	州	州	州	州	州	州	島	島	島	島	島	島	島	島
イ五七	イ五六	イ五五	イ五四	イ五參	イ五貳	イ五壹	イ五〇	イ四九	イ四八	イ四七	イ四六	イ四五	イ四四	イ四參	イ四貳

六

1903

第二復員省公報 第五號

○ 令 達

昭和二十年十二月十日(月)
第二復員大臣官房

達第六號
海軍勤続手当支給規則中左ノ通改正ス

昭和二十年十二月一日

第二復員大臣

「海軍勤続手当支給規則」ヲ「第二復員部内勤続手当支給規則」ニ改ム

第一條中「以下單ニ武官ト稱ス」ノ上ニ「特別輸送艦ノ乗員以外ノ外地ニ在ル者ヲ謂ヒ」ヲ加ヘ「(以下單ニ軍屬ト稱ス)」ヲ「(以下單ニ文官等ト稱ス)」ニ、「海軍」ヲ「第二復員部内」ニ改ム

第三條 第二號ヲ第三號トシ第一號ヲ第二號トシテ左ノ一號ヲ加フ

一 武官ヨリ文官等ニ任用又ハ採用セラレタルトキ

第四條 勤続手当ハ現ニ所屬スル廳ニ於テ之ヲ支給ス

第五條第一項中「軍屬」ヲ「文官等」ニ、「海軍部内」ヲ「第二復員部内」ニ改メ第四號ヲ削リ同條第二項中「海軍部外ノ官公署ニ勤務シタル有給職員ニシテ海軍」ヲ「第二復員部外ノ官公署ニ勤務シタル有給職員ニシテ第二復員部内」ニ改ム

第六條、第七條、第九條及別表中「軍屬」及「文官等」ニ改ム

附則

本達ハ昭和二十年十二月一日以後ノ給與ニ付テハ適用ス

本達適用ノ際現ニ勤続手当ノ支給ヲ受ケル武官ヨリ文官等ニ任用又ハ採用セラレタル者ニ支給スベキ勤続手当ノ額武官トシテ受ケタル額ヨリ少キトキハ武官トシテ受ケタル額ヲ引續キ支給ス

本達適用ノ際部内ニ在籍ノ儘海軍ニ徵集又ハ召集セラレ内地外ニ在ル者(特別輸送艦ノ乗員ヲ除ク)ニ支給スル勤続手当ハ武官トシテ受クベキ額ヲ部内ノ現所屬廳ニ於テ支給スルノ外俸給、給料又ハ報酬ノ差額補給ノ支給ヲ受ケル者ニ限り更ニ在籍廳ニ於テ引續キ従前ノ額ヲ支給ス

本達適用ノ際部内ニ在籍ノ儘陸軍ニ徵集又ハ召集中ナルトキハ俸給、給料又ハ報酬ノ差額補給ノ支給ヲ受ケル者ニ限り在籍廳ニ於テ引續キ従前ノ額ヲ支給ス

達第七號

第二復員部内掃海手当支給規則左ノ通定ム

昭和二十年十二月一日

第二復員大臣

第二復員省公報 第五號 昭和二十年十二月十日

一七

1906

第二復員部内掃海手當支給規則

第一條 第二復員部内ノ高等文官同待遇者、囑託者、雇員及傭人ニシテ艦船ニ乗組ミ掃海作業ニ従事スルモノニハ本則ニ依リ掃海手當ヲ支給ス

第二條 掃海手當ハ一時間ニ付二圓トス但シ掃海ニ従事スル艦船ノ長ニハ其ノ二割ヲ増給スルコトヲ得

前項ノ手當ハ所屬長官必要ト認メタルトキハ適宜減額スルコトヲ得

第三條 前條ノ手當ハ危險海面ニ於テ敷設機雷ノ掃海作業ニ従事シタル場合其ノ作業時間數(二時間未滿ハ之ヲ一時間トス)ニ準ジ之ヲ支給ス

第四條 手當ハ俸給又ハ給料ノ支給定日ニ之ヲ支給ス但シ轉免、死亡等ノ場合ハ其ノ際之ヲ支給ス

第五條 前各條ノ外手當ノ支給細目ニ關シテハ所屬長官之ヲ定ムルコトヲ得

附則

本達ハ昭和二十年十二月一日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス

○ 通 牒

官房需第三號

昭和二十年十二月七日

大臣官房庶務課長

各廳長殿

年始裝飾簡素化ニ關スル件通知

艦船其ノ他各廳ニ於ケル年始ノ飾松及供餅ニ關シテハ昨年十二月十五日官房需第二九五號ニ基キ本年モ極力簡素化シ尙狀況ニ依リ之ヲ省略スルモ差支ナキ内意ニ有之候條了知相成度

○ 雜 款

○ 移 轉

當部ハ十一月三十日盛岡市内丸仁王五九(舊傷痍軍人診療所)新岩手日報社前)ニ移轉セリ (盛岡地方海軍人事部)

○ 事務開始

横須賀地方復員局人事部横濱支部ハ十二月三日横濱市南區花ノ木町二丁目時田國民學校(東京急行電車湘南線南太田驛下車二丁、横濱市電弘明寺行宮本町停留場下車二丁)ニ設置シ事務ヲ開始セリ (横須賀地方復員局人事部)

○ 轉 官

海軍技師中野辰作ハ九月二十八日附鎮道官ニ轉官セリ

第二復員省公報 第六號

○令 達

達第八號
勤勉手当支給規則中左ノ通改正ス
昭和二十年十二月一日

第二復員大臣

「勤勉手当支給規則」ヲ「第二復員部内勤勉手当支給規則」ニ改
第一條中第一號、第三號、第四號及第九號ヲ削リ同條第二號中
「兵器」ヲ削リ同號ヲ第一號トシ第五號ヲ第二號トシ以下順次
三號宛繰上ケ
第三條 手当ハ旅費ノ支給ヲ受クル者ニハ之ヲ支給セズ但シ交
一通費ノミノ支給ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
別表ヲ別表ノ如ク改ム

附則

本達ハ昭和二十年十二月一日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス
昭和十九年官房經第四七七號ハ之ヲ廢止ス

(別表)

勤勉手当日額表

第二復員省公報 第六號 昭和二十年十二月十二日

昭和二十年十二月十二日(水)
第二復員大臣官房

判	任	文	官	高等官 (受ク者)	官等 (受ク者)	託官 (受ク者)	待遇 (受ク者)	庶員	傭人	人
俸給月額 百十五圓ヲ超ユル者	同	同	同	報酬月額 百十五圓ヲ超ユル者	同	同	同	給料月額 七十圓以下ノ者 (日給三十日分)七十 圓ヲ超ユル者	同	同
百十五圓以下ノ者	同	同	同	百十五圓以下ノ者	同	同	同	七十圓以下ノ者	同	同
百十五圓以下ノ者	同	同	同	百十五圓以下ノ者	同	同	同	五十圓以下ノ者	同	同
七十五圓以下ノ者	同	同	同	七十五圓以下ノ者	同	同	同	四十圓以下ノ者	同	同
五十五圓以下ノ者	同	同	同	五十五圓以下ノ者	同	同	同	三十圓以下ノ者	同	同
三十三圓以下ノ者	同	同	同	三十三圓以下ノ者	同	同	同	二十圓以下ノ者	同	同
一八圓以下ノ者	同	同	同	一八圓以下ノ者	同	同	同	十圓以下ノ者	同	同
一六圓以下ノ者	同	同	同	一六圓以下ノ者	同	同	同	十圓以下ノ者	同	同
一三圓以下ノ者	同	同	同	一三圓以下ノ者	同	同	同	十圓以下ノ者	同	同
一〇圓以下ノ者	同	同	同	一〇圓以下ノ者	同	同	同	十圓以下ノ者	同	同
七圓以下ノ者	同	同	同	七圓以下ノ者	同	同	同	十圓以下ノ者	同	同
五圓以下ノ者	同	同	同	五圓以下ノ者	同	同	同	十圓以下ノ者	同	同
三圓以下ノ者	同	同	同	三圓以下ノ者	同	同	同	十圓以下ノ者	同	同
一圓以下ノ者	同	同	同	一圓以下ノ者	同	同	同	十圓以下ノ者	同	同

1908

<p>備 考</p> <p>同 二十四回以下ノ者 ○八〇</p> <p>一 夜業ヲ本務トスル者ニハ本表手當ノ三割ヲ増給スルコトヲ得</p> <p>二 執務時間外ノ服業一時間未滿ノ端數ニ對シテハ手當ヲ支給セズ</p>	<p>官房經第一〇號</p> <p>第二復員省所管ノ定員ニ關スル經費ノ支出區分ヲ左ノ通定ム</p> <p>昭和二十年十二月十一日</p> <p>第二復員大臣</p>	<p>一 第二復員本省支辨</p> <p>第二復員省定員表中大臣、次官、政務次官、參與官、書記官、並ニ官房（庶務課）、總務局、人事局、經理局及法務局ノ復員官（將官及佐官）、復員理事官一〇人、復員屬一四二人、復員技手五人</p> <p>二 臨時軍事費支辨</p> <p>前號以外ノ第二復員省所管ノ定員</p>	<p>○雜款</p>	<p>○移轉</p> <p>第二復員大臣官房醫務部ハ十二月六日芝區三田綱町三井分館ヨリ本省構内ヘ移轉セリ</p>	<p>○訂正</p>
<p>十二月十日附令達欄達第七號一八頁ニ行目高等文官同待遇者ノ次ニ「判任文官同待遇者」ヲ加フ</p>		<p>○正誤</p> <p>十二月十日附雜款欄轉官ノ項中「鎮道官」トアルハ「鐵道官」ノ誤</p>			

第二復員省公報 第七號

昭和二十年十二月十四日

第二復員大臣官房

○令 達

内令第三號

第三復員裁判所及第二復員刑務所ノ定員ヲ各別表ノ通定ム

昭和二十年十二月一日

第二復員大臣

(別表添)

○通 牒

官房需第二號

昭和二十年十二月一日

第二復員大臣官房庶務課長

關係各廳長殿

糧食給與ニ關スル件申進

首題ノ件別紙ノ通定メラレ候

追テ昭和十八年官房需第二〇九號ハ廢止セラレ候

(別紙)

昭和二十年十一月三十日海軍省廢止セラレ第二復員省設置後ニ

於テ左記該當ノ者ニ要スル糧食ハ別表第一ノ區分ニ依リ之ヲ給

與ス

前項ノ糧食品ニシテ規定ノ種類ヲ得ルコト困難ナルトキ其ノ他
換給ノ必要アルトキハ別表第二ニ依リ適宜換給スルコト得

一 艦船乗組員

二 艦船便乗中ノ軍官民

三 復員收容部ニ收容中ノ軍官民

四 内地陸上ニ在ル艦船乗組員タルベキ豫備員

五 外地ニ在ル軍官民ニシテ糧食ノ給與ヲ必要トスル者

(別表添)

○雜 款

○事務開始

東北復員監部ハ十二月一日仙臺市川内(元東北第三百三十一部隊
跡)ニ於テ事務ヲ開始セリ

(東北復員監部)

佐世保地方復員局ハ十二月一日佐世保市白南風町(長崎縣立佐
世保高等女學校内)ニ於テ事務ヲ開始セリ

(佐世保地方復員局)

○正誤

本年十二月一日内令第二號第四行「海軍令」ハ「海軍定員令」ノ、

第二復員省公報 第七號 昭和二十年十二月十四日

1910

第二復員省公報 第七號 昭和二十年十二月十四日

十二月八日公報官房總第九號郵便物ニ關スル件通牒中ノ第二復員省副官トアルハ一第二復員大臣官房庶務課長ノ孰モ誤

1911

(第一表)

(昭和二十年十二月十四日第二復員省公報)

考 備	計			録事、警査 復員官補 (法務科特務士官) 復員官補 (法務科特任武官)	法 務 官				第二復員裁判所定員表		
	復員官補 (特任武官)	復員官 (特務士官)	復員官 (士官)		復員官 (法務少將)	復員官 (法務大佐)	復員官 (法務中佐)	復員官 (法務少佐)	復員官 (法務尉)	高等裁判所	東京復員裁判所
一 第二復員高等裁判所首席法務官ハ第二復員省法務局長タル復員官 (法務少將) ヲ以テ兼補シ他ノ兼務法務官ハ第二復員省法務局局長及地方復員局法務部長タル復員官 (法務科士官) ヲ以テ兼補ス	内兼務八人	内兼務六人	内兼務五人	七内兼務六 十内兼務八	兼務一	兼務三	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一
二 東京復員裁判所ノ兼務法務官ハ第二復員省法務局局長及第二復員高等裁判所法務官タル復員官 (法務科士官) ヲ以テ兼補ス	内兼務八人	内兼務六人	内兼務七人	七内兼務六 十内兼務八	兼務一	兼務二	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一
三 第二復員地方裁判所ノ兼務法務官ハ地方復員局法務部長及部員タル復員官 (法務科士官) ヲ以テ兼補ス	内兼務八人	内兼務六人	内兼務七人	六内兼務五 十八内兼務十五	兼務一	兼務三	兼務二	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一
四 第二復員高等裁判所ノ兼務録事及警査ハ第二復員省法務局附及東京復員裁判所録事及警査タル復員官 (法務科特務士官) 及復員官補 (法務科特任武官) ヲ以テ兼補シ又ハ兼務セシム	内兼務八人	内兼務六人	内兼務七人	四内兼務三 十五内兼務十二	兼務一	兼務二	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一
五 第二復員地方裁判所ノ兼務録事及警査ハ地方復員局附タル復員官 (法務科特務士官) 及復員官補 (法務科特任武官) ヲ以テ兼補シ又ハ兼務セシム	内兼務八人	内兼務六人	内兼務七人	兼務二	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一	兼務一
六 本表定員ノ外臨時必要ニ應ジ兼務者ヲ置クコトヲ得											

（第二表）

第二復員刑務所定員表

（昭和二十年十二月十四日第二復員省公報）

考備 所長ハ第二復員裁判所法務官ヲ以テ兼補ス	計			看守	看守長	所長	横須賀、吳、佐世保、舞鶴
	復員官補（下士官）	復員官（特務士官）	復員官（士官）	復員官補（法務兵曹）	復員官（法務科特務士官）	復員官（法務科士官）	
	十人	二人	兼務一人	十	二	兼務一	

1913

第二復員省公報 第八號

昭和二十年十二月十五日(土)

第二復員大臣官房

○令 達

官房人第一三號

來十五日賢所御神樂被爲行候ニ付當日左ノ通心得ベシ

昭和二十年十二月十四日

第二復員大臣

一 參集スベキ者

親任官

勅任官總代一人

二 時刻場所

午後四時三十分賢所參集所

三 服裝

通常服及國民服禮裝

○通 牒

一 復經主第七號ノ一

昭和二十年十二月八日

第二復員省經理局長

關係各廳長 殿

第二復員省關係勤務員ノ給與等ニ關スル件通知

第二復員省公報 第八號 昭和二十年十二月十五日

首題ノ件ニ關シ左ノ通發電セラレタルニ付了知相成度

發 軍務局長、經理局長

宛 關係各廳長

第二九一七三五番電

公務制引證廢止及之ニ伴フ鐵道賃ニ關スル件

本月三十日限り海軍軍人軍屬ニ對スル公務運賃制引證ハ廢止セラルル豫定ナリ

右ニ伴ヒ本年十二月一日以降第二復員部内職員公務旅行ノ際支給スル鐵道運賃ハ海軍内國旅費規則第二表備考第一號ニ依リ定價ヲ支給スルモノト了知アリ度

發 人事局長、經理局長

宛 關係各廳長

第〇一五四二番電

入院者ノ取扱ニ關スル件

一 十一月三十日現ニ内地ノ海軍病院入院中ノ軍人軍屬ハ同日解員又ハ整理シ當該病院ニ於テ退職賞與等ヲ支給(但シ係給等ハ家族下渡願ニ於テ支給)スルト共ニ引續キ當該病院(軍事保護院病院トナル)ニ入院セシムルモノトス

二 十二月一日以後内地ニ歸還スル軍人軍屬ニシテ軍事保護院

1914

病院ニ入院セシムベキモノニ付テハ内地歸着後入院ト同時ニ
解員又ハ整理シ海軍復員收容部ノ事務承繼廳(上陸地連絡所
復員部トナル豫定)ニ於テ退職賞與等ヲ支給(但シ俸給等ハ
家族下渡廳ニ於テ支給)スルモノトス

三 前二號ノ入院者ノ入院中ノ治療費ハ官費(厚生省)支辨ト
シ第二復員省ヨリ委託治療ノ手續ヲ要セザルモノトス
註 十一月二十四日以降退職賞與ノ支給ハ停止セラル(本年
十二月一〇一三二番電)

發 經理局長
宛 部内一般

第三〇二〇三三番電

第二復員部内職員給與ニ關スル件

一 十二月一日以降内地(本州、北海道、九州及四國並ニ此等
ニ屬スル千島、小笠原及沖繩以外島嶼ヲ謂フ)勤務者(特別
輸送艦ノ乗員ヲ含ム)ニハ海軍戰時特別給與規則其ノ他戰時
給與ニ關スル法規ヲ適用セザルコトニ定メラル

二 同日以降内地勤務者ニ適用セラルル主ナル給與法規左ノ如

- (イ) 海軍給與令及同施行細則
- (ロ) 第二復員部内職員給與規則(新設)
- (ハ) 第二復員部内戰時勤勉手當支給規則(新設)
- (ニ) 第二復員部内特別賞與支給規則(新設)
- (ホ) 海軍勤続手當支給規則(改正)

(ヘ) 海軍臨時家族手當支給規則
(ト) 第二復員部内勤勉手當支給規則(改正)
(チ) 雇員備人給與規則
(リ) 雇員備人被服料支給規則
(ヌ) 海軍軍人軍屬俸給家族下渡規則(改正)
(ル) 海軍内國旅費規則

三 十二月一日以降外地勤務者ニ適用セラルル給與法規ニ付テ
ハ別途通知ス

發 軍務局長、經理局長
宛 部内一般

第三〇二〇二五番電

下士官兵旅客運賃割引證ノ件

十一月三十日限り下士官兵旅客運賃割引證ハ廢止セラル

○ 雜 款

○ 總代

來十五日賢所御神樂被爲行候ニ付勅任官總代トシテ參集スベキ
者左記ニ指定セラレタリ

第二復員官 栗原悅藏

○ 轉官

昭和二十年勅令第六百六十六號ニ依リ左記ノ者辭令ヲ用ヒズシ

